

# 財団法人 沿岸技術研究センター寄附行為

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人沿岸技術研究センター（英 文 名 Coastal Development Institute of Technology 略称 CDIT）(以下「センター」という。)という。

### (事 務 所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都千代田区に置き、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

### (目 的)

第3条 センターは、沿岸域の開発、利用、保全及び防災に係る港湾技術、空港技術及び造船技術並びにこれらに関連する技術に関する調査、試験及び研究を推進し、これらの技術等の活用及び普及並びに沿岸域の開発、利用、保全及び防災に係る港湾技術及び空港技術の国際整合性の促進に努めるとともに、港湾の施設の技術基準に関する確認業務を行い、もって海洋の開発、利用、保全及び防災を推進し、経済及び国民生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 沿岸域の開発、利用、保全及び防災に係る港湾技術、空港技術及び造船技術並びにこれらに関連する技術の開発に関する調査、試験及び研究
- (2) 港湾技術、空港技術及び造船技術並びにこれらに関連する技術に係る沿岸域の開発、利用、保全及び防災に関する構想等の立案に関する調査及び研究
- (3) 沿岸域の開発、利用、保全及び防災に係る港湾技術及び空港技術の国際整合性の促進に関する調査及び研究
- (4) 港湾技術、空港技術及び造船技術並びにこれらに関連する技術に係る沿岸域の開発、利用、保全及び防災に関する技術情報に関する次に掲げる事業
  - (ア) 電子計算プログラムの開発、評価、管理及びサービス
  - (イ) 港湾等の波浪に関する観測データの収集、解析及び推算技術のシステム開発、評価、管理及びサービス
  - (ウ) 港湾、用地造成等に係る技術マニュアル等の作成、管理及びサービス
  - (エ) 民間の開発技術の評価及び普及
  - (オ) 技術情報の収集、管理及びサービス
  - (カ) 知的財産権の管理及びその利用のあっせん
- (5) 港湾の施設の技術基準に関する確認業務及びこれに関連する業務

- ( 6 ) 港湾の施設の維持管理に関する技術を有する者の認定、登録及びこれに関連する業務
- ( 7 ) 講演会、研究発表会等の開催
- ( 8 ) その他センターの目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 財産及び会計

### ( 財産の構成 )

第 5 条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 財産目録に記載された財産
- ( 2 ) 寄附金品
- ( 3 ) 財産から生じる収入
- ( 4 ) 事業に伴う収入
- ( 5 ) その他の収入

### ( 財産の種別 )

第 6 条 センターの財産を分けて、基本財産と普通財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 基本財産として指定して寄附された財産
- ( 2 ) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

### ( 財産の管理 )

第 7 条 センターの財産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、金融債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

### ( 基本財産の処分の制限 )

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

### ( 経費の支弁 )

第 9 条 センターの経費は、普通財産をもって支弁する。

### ( 会計年度 )

第 10 条 センターの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### ( 事業計画及び予算 )

第 11 条 センターの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び

評議員会の同意を得、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

( 暫定予算 )

第 1 2 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 事業報告及び決算 )

第 1 3 条 会長は、毎会計年度終了後、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を通常理事会の 7 日前までに作成し、監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、前 2 項の書類及び報告書については、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を得、その会計年度終了後 3 月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

( 長期借入金 )

第 1 4 条 センターが予算に基づき資金の借入をしようとするときは、その借入れた日から 1 年以内に償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

### 第 3 章 役 員 等

( 役 員 )

第 1 5 条 センターに次の役員を置く。

- |             |                                             |
|-------------|---------------------------------------------|
| ( 1 ) 会 長   | 1 名                                         |
| ( 2 ) 理 事 長 | 1 名                                         |
| ( 3 ) 専務理事  | 1 名                                         |
| ( 4 ) 常務理事  | 1 名                                         |
| ( 5 ) 理 事   | 2 0 名以上 2 5 名以内<br>( 会長、理事長、専務理事、常務理事を含む。 ) |
| ( 6 ) 監 事   | 1 名又は 2 名                                   |

( 役員を選出 )

第 1 6 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長、理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることはできない。

4 理事のいずれか 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、

理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### ( 役員の職務 )

第17条 会長は、センターを代表し、センターの業務を総理する。

2 理事長は、会長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

4 常務理事は、会長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

5 理事は、理事会を構成し、センターの業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

( 1 ) 財産及び会計を監査すること

( 2 ) 理事の業務執行状況を監査すること

( 3 ) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること

( 4 ) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること

#### ( 役員の任期 )

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### ( 役員の解任 )

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

( 1 ) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

( 2 ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### ( 役員の報酬 )

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第21条 センターに顧問7名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第18条第1項及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

## 第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの業務に関する重要な事項を決議し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(3) 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第25条 理事会は、第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会し、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第28条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 センターに、評議員45名以上50名以内を置く。

- 2 評議員は、賛助団体の役職員及び学識経験者の中から理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 評議員には、第18条から第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、センターの事業運営に関する重要事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第27条から第29条の規定を準用する。この場合において、「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

## 第6章 専門委員会

(専門委員会)

第32条 会長は、センターの事業の円滑な推進を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散することができる。

(清算人)

第35条 センターの解散に伴う清算人は、理事会において理事の中から選任するものとする。

(残余財産の処分)

第36条 センターの解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、センターと類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第8章 事務局

(設置等)

第37条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第38条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 寄附行為
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 事業計画及び予算に関する書類
  - (4) 事業報告及び決算に関する書類
  - (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
  - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
  - (8) 理事及び監事の履歴書
  - (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
  - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第9章 国際沿岸技術研究所

(国際沿岸技術研究所)

- 第39条 センターに国際沿岸技術研究所(以下「国際研究所」という。)を置く。
- 2 国際研究所は、沿岸域の開発、利用、保全及び防災に係る港湾技術及び空港技術の国際整合性の促進に関する調査及び研究並びに諸外国の研究者及び専門家との交流を行う。
  - 3 国際研究所長は、会長の指名する理事又は学識経験者を充てる。
  - 4 第37条第2項から第4項までの規定は、国際研究所に準用する。

## 第10章 沿岸防災技術研究所

(沿岸防災技術研究所)

- 第40条 センターに沿岸防災技術研究所(以下「防災研究所」という。)を置く。
- 2 防災研究所は、港湾技術、空港技術及び造船技術並びにこれらに関連する技術に係る沿岸域の防災に関する調査、試験及び研究並びに技術情報の収集、管理及びサービスを行う。
  - 3 前項の成果の普及を図る。
  - 4 防災研究所長は、会長の指名する理事又は学識経験者を充てる。
  - 5 第37条第2項から第4項までの規定は、防災研究所に準用する。

## 第11章 確認審査所

(確認審査所)

- 第41条 センターに確認審査所を置く。
- 2 確認審査所は、港湾の施設の技術基準に関する確認業務を行う。
  - 3 確認審査所長は、会長の指名する理事を充てる。

4 第37条第2項から第4項までの規定は、確認審査所に準用する。

## 第12章 補 則

(細 則)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 センター設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和59年3月31日に終わるものとする。
- 2 センターの設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立発起人総会において選任されたものとする。
- 3 センター設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の理事会までとする。
- 4 センター設立初年度の事業計画及び収支予算は、第22条の規定にかかわらず、設立発起人総会の定めるところによる。
- 5 センターの設立時における基本財産は、次のとおりとする。  
基本財産 金800万円也

### 附 則

- 1 この寄附行為は、運輸大臣の変更認可のあった日(平成12年1月31日)から施行する。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、国土交通大臣の変更認可のあった日(平成16年6月17日)から施行する。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、国土交通大臣の変更認可のあった日(平成17年12月1日)から施行する。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、国土交通大臣の変更認可のあった日(平成18年12月1日)から施行する。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、国土交通大臣の変更認可のあった日（平成19年12月14日）から施行する。